

福島県福祉サービス第三者評価結果表

① 施設・事業所情報

名称：郡山市香久池保育所	種別：保育所	
代表者氏名：所長 小針 圭香	定員（利用人数）：130 名	
所在地：福島県郡山市香久池一丁目 15－4		
TEL：024-922-9397	ホ ム ペ ー ジ： https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/110/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和 60 年 4 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：郡山市		
職員数	常勤職員：24 名	非常勤職員：12 名
専門職員	（専門職の名称） 名	調理員（調理師免許有）：3 人
	保育士：29 名	
	看護師：1 名	
施設・設備の概要	（居室数）保育室：7	（設備等）給食室、所庭
	事務室、遊戯室	0 歳児保育室に床暖房有

② 理念・基本方針

【理念】「子どもの想い」を第一に考える保育所
【基本（保育）方針】「人との関わりや遊び、生活の中で生きる力を育む」

③ 施設・事業所の特徴的な取組

・ 保育所の近くに公共施設等が隣接されており、年間を通して各種行事の催しへのお誘いや参加をお互いに行っている。 ・ 地域の民生委員の方との野菜の苗植えや地域子育てサロンでのきらめき出前講座の実施、保育参観での外部講師による子育て講座の実施等、地域との交流を図り、保育所への理解につなげている。 ・ 誕生会は月まとめで行うのではなく、各児童の誕生日にお祝いする等、「子どもまんなか」の取組を行っている。
--

④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年 8月 13日（契約日） ～ 令和8年 1月23日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（ 年度）

⑤ 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 職員育成への取り組みについて

職場内研修の実施や Zoom を取り入れた研修など参加しやすい研修を取り入れるとともに外部研修の情報を回覧し選択して受講する研修や市人事課が会計年度任用職員も参加できる公務員としての研修を行っている。また、職員の知識、技術水準、経験などに応じた階層別研修、専門研修の他、派遣研修など外部研修の機会も確保し計画的に受講させている。新任職員には年齢が近い先輩職員がメンターとして配置され OJT の実施や相談に応じ定着と育成に努めている。

2. 子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開について

保育室や廊下には、子どもが主体的に遊べるよう玩具や教材が配置され、遊び込める環境が整えられている。また、遊戯室や保育室では運動用具を活用し、「36の基本的な動き」を意識した運動遊びに取り組むなど、身体の発達を促す活動が計画的に行われている。

さらに、近隣施設の行事への参加や地域住民との交流の機会を設けており、外部講師を招いた食育活動や木育にも取り組んでいる。保育参観では地域の“達人先生”を招き、リトミック、昔遊び、ベビーマッサージ等を実施するなど、地域資源を活かし保護者と一緒に触れ合う機会を設けている。

3. 保育実践の振り返りについて

年度末に自己評価シートを用いて保育を振り返る仕組みを整え、課題や改善点を把握し、保育の質向上に取り組んでいる。また、保護者アンケートや保育所の評価を合わせ、保育業務支援システムで公表することで、透明性の高い運営を行っている。さらに、自己評価で得た視点を次年度の計画や改善に反映させ、継続的に保育を改善する仕組みが整っている。

◇改善を求められる点

1. 市の保育・幼児教育ビジョンを取り入れた事業計画の策定について

市保育課で前年度事業の実施状況を把握するとともに保育所からの要望等も把握し次年度予算を計上している。

しかし、保育所においては、単年度事業計画としてカレンダー方式で行事計画を作成し、保護者に配布するに留まっており、保育方針や重点事業、予算計上された事業の取り組み、職員の研修計画などを入れた事業計画は策定していない。郡山市「保育・幼児教育ビジョン」を具体的に保育現場で推進するためにも、職員と協働してビジョンに連動した単年度事業計画の策定が望まれる。

2. プライバシーを配慮した保育への取り組みについて

プール遊びや写真の取扱いについて、子どものプライバシーに配慮した保育を行っている。

なお、施設・設備など環境面を考慮しつつも、子どもたちの着替えやおむつ交換など、日常場面でのプライバシー保護については他人に見られないようパーテーションを設ける等、工夫が望まれる。プライバシーに対する考え方や基準が変化してきていることを踏まえ、プライバシー面に配慮した保育マニュアルを見直すことや子どものプライバシー保護についての職員研修が望まれる。

3. 全体的な計画について

全体的な計画は大まかにまとまっているが、保育時間や『幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿』『育みたい資質・能力』が記載されていない。全体的な計画は年間保育課程、月案、週案の基礎となるもので、それらを重要な要素として計画に位置付け、保育のねらいや内容が体系的に分かるように策定することが望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

郡山市の公立保育所で初めて第三者評価を受審し、保育所の現状を把握することができました。自己評価やヒアリングを通して、改善が必要な点が明確になり、今後、取り組むべきことについて考える良いきっかけになりました。ヒアリングの中では、指摘だけでなく、改善についてのアドバイスもいただき、とても心強かったです。

また、良く取り組んでいる点についても評価していただき、保育に対する自信にもつながりました。

今回、改善が必要な点として指摘いただいたものについて、改善に取り組み、さらなる質の向上に努めていきたいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（共通評価基準）

※すべての評価細目（45 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	a・b・c
＜コメント＞ 郡山市保育課で公立保育所として共通の理念を定めており、香久池保育所はそれを踏まえて「人とかかわりや遊びの中で生きる力を育む」という基本保育方針を立て、全体的な計画や7年度香久池保育所保育プランに理念、基本方針、保育目標を示し保護者に配布して周知に努めている。職員会議で話しあい、保育課程に反映する取り組みをしている。 なお、入所説明会で理念・基本方針を説明しているが、コロナ禍以降保護者会は持たれていないので、保育プランの内容を説明する機会を設け、保護者の理解を得る取り組みが望まれる。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	a・b・c
＜コメント＞ 保育ニーズやコスト分析は市保育課で行なっており、市との話し合いや公立保育所長会の中で保育所の利用者の推移、利用率など経営環境を取り巻く状況や経営状況を把握している。地域のニーズに応じて子育て支援事業や一時預かり事業、こども誰でも通園制度などを保育課の方針で各公立保育所が担当して実施している。 今後、公立保育所にあっても現場に近い利点をとらえ地域の子育てニーズを把握し、保		

育園運営に生かす取り組みが望まれる。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<コメント> 市保育課が策定した「保育・幼児教育ビジョン」を受けて、公立保育所として期待されるニーズに応えるため、障がいを持つ子どもや支援が必要な家庭の子どもを受け入れている。受け入れに当たっては対応する人員の配置を市保育課が行い、体制を整備して受け入れている。 なお、公立保育所に求められるニーズに対応するため、これまでの研修に加え、障がい特性に応じた対応ができる職員の育成を計画的に進め受け入れ環境の整備が望まれる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価 結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<コメント> 「保育・幼児教育ビジョン」は、「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」が期間満了となったため、郡山市こども・若者計画に合わせ見直しを進めている。 なお、市保育課において中・長期計画に見合った収支計画は策定しておらず、「保育・幼児教育ビジョン」を進めるため、少子化の進行に伴う保育ニーズについて分析し、公立保育所の存続、廃止について検討を予定しており、その中で老朽化している施設の改修など必要経費や年次による取り組みを中・長期収支計画として策定することが望まれる。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<コメント> 市保育課で前年度事業の実施状況を把握するとともに保育所からの要望等も把握し次年度予算を計上している。 しかし、保育所においては、単年度事業計画としてカレンダー方式で行事計画を作成し、保護者に配布するに留まっており、保育方針や重点事業、予算計上された事業の取り組み、職員の育成計画などを入れた事業計画は策定していない。保育・幼児教育ビジョンを具体的に保育現場で推進するためにも職員と協働して単年度事業計画の策定をすることが望まれる。		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組	a・b・c

	組織的に行い、職員が理解している。	
<コメント> 行事計画は、所長、副所長を交え、職員の評価・反省を活かし、次年度の行事計画に反映している。 しかし、単年度事業計画は策定していないため、課題を次年度事業に活かしていない。今後保育の質を上げるためにも事業実施状況を振り返り、課題を見つけ次年度の事業計画に反映する組織としての取り組みが望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知し、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 行事計画は保護者に配布し、行事前には、より詳細な内容を知らせて、参加・協力を求めている。 今後は単年度事業計画を策定し、保護者に配布し、保育方針や事業内容を保護者に理解してもらい協力を得て子どもの成長に保護者と連携して取り組むことが望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価 結果
I-4-(1) 保サイクルで育の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。	a・b・c
<コメント> 市保育課作成の自己評価シートでセルフチェックを行い、副所長を中心に主任、ミドルリーダーを加え保育所の評価を行っている。また、保護者アンケートを実施し、分析結果を保育所評価として保護者に配布している。 なお、第三者評価基準に基づく、自己評価は行っていないので、今回の受審を活かし、保育士の気づきや課題を把握し、保育所全体でPDCAサイクルにより改善に取り組み保育サービスの質の向上につながることに期待したい。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント> 自己評価シートでセルフチェックから明らかになった課題は話し合いを行い見直している。 今後は、今回の第三者評価受審のプロセスを踏まえ、自己評価や第三者評価で明らかになった課題を把握して改善計画を検討し、職員と課題や改善計画を共有して、協力して改善に取り組むことが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価 結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント> 公立保育所長の権限は、市の職務権限で決められており、職務分担表で職務内容が示され職員に配布・周知している。所長不在時は、権限を副所長に委任している。 なお、保護者などに配布されている広報誌には役割や責任を表明していないので、年度初めの保護者向けのお便り「たいよう」などに掲載し、保護者の理解を得る取り組みが望まれる。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 所長、職員（会計年度任用職員含む）は市人事課が主催するコンプライアンス研修に参加し、法令について学んでいる。法律改正なども各保育所に市から通知されて把握している。経理についても市会計課のチェックがあり適正に行われている。環境対策として保育所のゴミは市のごみ担当課で収集・分別されるほか、保育教材等も市の方針を受け環境に配慮したものを選んで購入している。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップを発揮している。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 所長は毎月の職員会議に参加するとともに月案・週案を確認してクラスの状況や保育目標の達成状況を把握し、アドバイスや指導を行うなどリーダーシップを発揮している。職員会議でも職員全員に発言の機会を設け、全員の意見を把握し、運営に生かしている。保育の関わり方やヒヤリハットなどの情報を把握し、資料を配布するなど、保育の質の向上に取り組んでいる。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 保育課で導入したＩＴＣシステム「保育業務支援システム」を保育所内で活用を進め、重複書類の廃止、事務の統一化に取り組み業務改善、職員の負担軽減、印刷物の減少など効果を上げると共に連絡帳の機能を果たすとともに各クラスの保育の様子を配信するとと		

もに、保護者からも家での様子の報告があり、保護者と保育所の情報共有が図られている。経営面や業務改善は市保育課が担っており、それを職員会議やリーダー会において伝達し、組織内に浸透させている。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価 結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。	㉖・b・c
<コメント> 職員定数は保育所の要望を市保育課で整理し、配置している。正職員、会計年度任用職員が在籍している。正職員は退職者見合いで計画を立て市人事課が採用試験を実施し、採用している。会計年度任用職員は市保育課で募集し採用している。職員募集はハローワーク、ウェブサイト、市の広報紙で募集している。会計年度任用職員から正職員の採用試験を受ける職員もあり職員の励みになっている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	㉖・b・c
<コメント> 公立保育所のため人事管理は市人事課が行っている。人事課が方針を示す人事評価制度で能力や実績を公正に評価している。第一次評価者は所長、第二次評価者は保育課長が行っている。技査に昇任する段階で考査（試験）があり、客観的・公平に選考している。人事異動は保育課長が面談を行い、希望や就きたい仕事を聞いて実施している。公立であっても保育士の処遇改善費を支給し処遇の改善に努めている。人事制度を通じて職員が将来を見通せる制度となっている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉖・b・c
<コメント> 毎月時間外勤務と有給休暇取得状況を把握し、休暇取得を推奨している。必要なときや突発的な時でも休暇が取得できるようにして、家庭状況や健康状態に合わせ柔軟な対応を行っている。入所する子どもの増加や産休、育休に対応し、保育課で会計年度任用職員を採用する等柔軟に対応し、魅力ある職場として条件を整えている。ワーク・ライフ・バランスデーを設け、残業しない日と定めている。子の介護休暇、孫休暇制度を設け職員に周知し取得を推奨するなど働き安い職場づくりを進めている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉖・b・c

<コメント> 期待する職員像は、人事評価の中で能力・業績評価項目として示されている。香久池保育所の目標を定めており、職員はそれを踏まえ年度目標を立てている。期首面談で目標について話し合い、期中面談で目標の達成状況を確認し、アドバイスや指導を行い、期末面談で目標達成の状況を振り返り、未達成時は達成できるよう励ますなど目標管理制度による育成を進めている。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・㉔・c
<コメント> 公立保育所のため、市の担当課で研修計画を立て、保育所には研修体系が示され、経験年数や職責に応じた研修が行われている。受講後は職員会議の場で伝達研修の機会を設けている。外部研修についても情報提供し、参加を推奨している。短時間勤務職員には資料を回覧し共有するほか、職場内研修も行い、外部研修に参加出来ない職員も受講できるようにしている。 なお、職場研修以外の研修計画は市人事課で行っており、保育所が研修効果について評価を行い、次年度研修計画に活かす取り組みに期待したい。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	㉔・b・c
<コメント> 職場内研修の実施や Zoom を取り入れた研修など参加しやすい研修を取り入れている。また、外部研修の情報を回覧し選択して受講する研修や市人事課で会計年度任用職員も参加する公務員としての研修を行っている。研修は職員の知識、技術水準、経験などに応じた階層別研修、専門研修、派遣研修などの研修機会を確保している。新任職員には、年齢が近い先輩職員がメンターとして配置され相談に応じている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉔・c
<コメント> 養成校から複数の実習生を受け入れている。他県の最新の「保育実習の手引き」を使い、オリエンテーションを行い受け入れている。プログラムは養成校のプログラムを使い、養成校の担当教員の訪問を受け入れ実習状況の進み具合など情報交換してアドバイスをもらっている。実習指導者研修を受講している副所長を中心に実習を進めている。 なお、保育所独自の受け入れの基本姿勢を示した受け入れマニュアルを作成するとともに将来の保育士育成に積極的にかかわる視点で取り組むことが望まれる。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価 結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・㉔・c
〈コメント〉 郡山市のウェブサイトにて理念、基本方針、保育内容を載せて公表している。また、日々の保育や行事の様子をウェブサイトに写真付きで公開している。苦情については市保育課へ3か月ごと報告し、職員会議で周知し情報を共有している。ベビーマッサージなど実施している子育てイベントについてもチラシを保護者に周知している。 なお、苦情については、プライバシーに留意しつつ保育所内に対応も含め掲示などを行い保護者に周知することが望まれる。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	㉔・b・c
〈コメント〉 公立施設のため、支出はすべて市会計課のチェックを受けている。物品購入は所長決裁の金額の上限が決められており、見積もりを取って契約・支出をしている。それ以外は市保育課で契約・支出を行っている。2年に1回は市監査員事務局監査を受け財務や会計事務の適正の確認を受けている。指摘事項があれば改善に努めている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価 結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉔・c
〈コメント〉 保育所として散歩コースが決められ散歩に出かけ地域住民と挨拶するほか野菜やハロウィンのカボチャなどを頂く関係を築いている。地区の民生児童委員とプランターに野菜植え交流するとともにお遊戯会に招待し、交流している。また、隣接している市の障害者福祉センターに出向き、お遊戯の発表を行い、障がい者の方々とも交流している。 なお、地域との関わりが子供の成長にとって大切なことなど基本方針が定められていないので文書化が望まれる。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉔・c
〈コメント〉		

ボランティア受け入れマニュアルを策定し、受け入れ手順や学校との連携について定めている。中・高生の職場体験として受け入れている。 なお、保護者が自身の子どものクラスで保育補助を行う、一日保育士体験事業の制度があるが現在は休止をしており、家庭との連携を深めるうえで重要であり、再開が望まれる。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・b・c
<コメント> 毎年、市子育て給付課が作成する子育て情報を掲載した「こどもニコニコガイドブック」を保育所に置き、職員や保護者がいつでも社会資源を利用できるようになっている。 また、保護者からの相談には、行政機関、ニコニコこども館、地域の民生児童委員などと連携して対応している。 なお、地域のニーズ把握や地域でのネットワーク化などには取り組めていないので、保育所を地域の子育ての拠点とするため関係を持っている地区の民生児童委員、地域の子育て団体等と連携を図る取り組みに期待したい。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 公立保育所長会に参加し、地域のニーズの把握に努めている。障がいのある子どもや市こども家庭課と連携し、支援が必要な子どもの受け入れを積極的に努める等地域のニーズに答えている。 なお、地域で子育て相談や子育て関係団体との定期的な会議等を行っていないので、民生児童委員や地域の子育て団体との関わりを通じて地域の福祉ニーズを把握する取り組みに期待したい。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・b・c
<コメント> 地域からの要請に応え、子育ての出前講座に出向く他、子育て相談、手遊び、制作講座など保育士の専門性を活かした取り組みをしている。 なお、来所した方への所庭の開放など対応しているが、子育て情報や保育所として持っている専門技術をオープンにして、ウェブを使った子育て相談や子育て情報の提供など地域の子育て支援に取り組むことに期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価 結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 子どもを尊重した保育について職員間で共通の理解を深めるため、職員会議や職場内研修などで話し合っている。理念をもとに保育目標を掲げており、入所のしお리를通じて保護者にも伝えている。さらに、「子どもの人権を守るチェックリスト」を取り入れ、職員自身が日々の行動を振り返り、こどもを尊重する保育の実践に努めている。 今後は、全国保育士会の倫理綱領を参考に、期待される職員像を明確に策定し共有することで、職員がより高い意識を持って保育に取り組むことを期待する。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ プール遊びや写真の取扱いについて、こどものプライバシーに配慮した保育を行っている。 なお、施設・設備など環境面を考慮しつつも、こどもたちの着替えやおむつ交換など、日常場面でのプライバシー保護については他人に見られないようパーテーションを設ける等、工夫が望まれる。プライバシーに対する考え方や基準が変化してきていることを踏まえ、プライバシー面を配慮した保育マニュアルに見直すことや子どものプライバシー保護についての職員研修が望まれる。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
＜コメント＞ 市のホームページやパンフレットを通して保育所の概要や取り組み、空き状況を紹介している。また、見学を随時受け入れており、保護者の理解に配慮しながら、保育要覧を用いて保育所の方針や保育の一日の流れについて詳しく説明を行っている。利用希望者が実際の保育環境を直接確認できる機会を設け、利用希望者が十分な情報を得た上で選択できる環境を整えている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
＜コメント＞		

保育の開始や変更にあたり、保護者に対してわかりやすく説明を行っている。入所時には「入所のしおり」「重要事項説明書」「保育プラン」を配布し、保育所での生活や活動について詳しく説明を行っている。また、進級や保育内容の変更時には、必要な文書の配布やアプリで配信している。また、事業計画についても説明を行い、保護者が保育所の取り組みや方向性を理解できるよう努めている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 別の保育所に転所するときは、必要な届出書は保育所内に配置されており、保護者が行政へ提出することで手続きが進められるようになっている。保育経過記録を作成し、転所先の保育所に児童の情報を提供し保育の継続性に配慮している。 なお、転所や退所後も子どもと保護者の不安を軽減し、安心できるよう相談窓口を設置し、書面で担当者を伝える仕組みを構築することが望まれる。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 日々の保育活動を通して、子どもたちが活動に満足しているかを確認し、保護者に対しては行事後のアンケートと年1回の個別面談で満足度の把握に努めている。その結果を集計して職員会議などで改善点を検討している。 今後、さらに充実した満足度向上のため、アンケート結果を保護者へフィードバックし、保護者の意見を広く反映する仕組みづくりを期待する。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
＜コメント＞ 苦情解決に向けた体制が構築され、文書で苦情解決の体制を周知すると共に、保育所内にも掲示し、保護者が苦情解決の仕組みを把握しやすい環境を整備している。 なお、民間保育所は苦情について公表が求められ、ウェブサイトなどで公表しており、公立施設として透明性や信頼性に配慮し、苦情の解決後に対応結果をどのように公表するかについて検討を行い、保育だよりなど既存の媒体を利用するなど公表に向けた検討に期待したい。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
＜コメント＞ 相談や意見については、適宜希望する職員が対応可能であることを保護者へ口頭で伝え		

ている。また、アプリの活用や、プライバシーに配慮して必要に応じて人目に触れない空き部屋などで保護者が安心して相談できる体制を整えている。 今後、保護者にとってさらに相談しやすい環境を作るためにも、相談対応についてのマニュアルを策定する等、保護者に具体的な手順や相談方法を明示しておくことを期待する。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉔・c
<コメント> 保護者からの相談や意見を職員が丁寧に聞き取り、必要に応じて所長や副所長に報告する体制が構築されている。 なお、保護者からの相談や意見への対応について明確な基準は無いので、意見や相談を受けた際の手順書を作成するなど、職員が統一した対応を取れるようマニュアルの策定が望まれる。また、今回の保護者アンケートから、延長保育の迎え時の対応について意見が出ており、統一した対応が取れるよう、保育所としての対応を職員に周知しておくことが望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	a・㉔・c
<コメント> 事故対応マニュアルが策定され、ヒヤリハット・事故発生時には記録し職員会議で共有し要因の分析、再発防止について検討している。また、保育所内の設備や遊具など、保育所点検表をもとに毎日点検を行い、日頃の保育の様子を確認しながら安全対策を講じている。 なお、リスクマネジメントに関する責任者を明確化していないので、責任者を明示し、迅速に対応できる委員会の設置等リスクマネジメント体制の構築が望まれる。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉔・b・c
<コメント> 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のため、感染症マニュアルが作成されている。感染症が発生した場合には、保護者への連絡がアプリで速やかに行われると同時に、園の玄関2か所にも情報を掲示する仕組みが整っている。また、保育所看護師による感染症発生時の対応について学ぶ研修会の開催や消防士によるAEDの研修を行い、組織的に感染症の予防や安全確保に努めている。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㉔・c
<コメント> 保育所が位置する地域は、行政のハザードマップで被災想定区域に含まれていないが、		

災害への準備として、地震や火災などを想定した毎月の避難訓練と年1回の総合訓練を実施している。また、災害時の備蓄として、食料や水などが3日分用意されている。緊急時連絡・引渡しカードを作成し、安全に引渡しができるよう保護者と確認している。

なお、避難訓練にあたっては、地域の自治会や消防団などと連携体制を取り協力を得て実施することが望まれる。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価 結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法を文書化し保育を提供している。	a・㉔・c
<コメント> 保育マニュアルは事務所と各保育室に保管されており、職員がすぐに閲覧できる体制が整えられている。 なお、職員の中には従来からの経験に頼り、マニュアルを十分に活かしていない面も伺える。保育の質をさらに向上させるためにも、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関する姿勢を明示し、全職員が内容を正確に理解して保育の実践に取り組むことが望まれる。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。	a・㉔・c
<コメント> 標準的な実施方法について、実施できているか保育日誌などを通じて確認している。 なお、制度の変更や社会環境の変化に合わせ標準的な実施方法を見直す仕組みが無いため、職員からの意見をもとに、現状の確認や検証時期、方法を定め、見直しを進めることを期待したい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	㉔・b・c
<コメント> 児童票と年度初めの個別面談での意向を基に、担当保育士が個別の指導計画を作成している。計画の作成にあたっては、必要に応じて保育所看護師や主治医、外部の専門家の意見も参考にしている。段ボールでクールダウンするスペースを確保するなど、子ども一人ひとりに適した支援を提供している。また、保育所の年間指導計画に基づき、保護者の意向を確認しながら連携を重視した取り組みを行っている。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・㉔・c

<コメント> 指導計画の評価・見直しは、1年毎にモニタリングが行われており、所長や他の職員の意見を聞きながら行っている。また、こどもの日常の発達や活動の様子を定期的に観察し、その結果を計画の評価に反映している。こどもの変化や保護者からの意見を参考にして計画を見直し、保護者との連携を大切にしている。見直し後は、職員に周知し共有している。 なお、緊急的に変更する際の仕組みが無いので、保育所としての指導計画の評価・見直しの方法や仕組みを明確し、必要時に対応できるよう検討が望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している。	a・b・c
<コメント> 書類の書き方マニュアルが策定され、保育の実施状況の記録は、保育日誌・指導計画ともに専用の用紙に手書きで行われ管理されている。全クラスで統一した書式を用いて記録が作成されており、記録の一貫性が保たれている。出席簿や連絡帳などの管理は、保育業務支援システムを活用している。 今後、PCを活用し、情報のネットワーク化を図ることを検討しており、業務の効率化や情報共有の観点から実施が望まれる。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制を確立している。	a・b・c
<コメント> 子どもに関する記録の管理体制は、紙ベースの保育日誌などの資料は職員室内の鍵付き書棚で管理され、タブレット端末にパスコードを設定し適切に管理されている。また、市で個人情報保護方針が定められており、年度初めの職員会議で個人情報の取り扱いに関する研修を行い、周知と徹底を図っている。保護者には、入園時に個人情報の取り扱いに関する同意を書面で得ている。 なお、記録管理者が決められていないので、保育所において記録管理の責任者を設置することを期待する。		

第三者評価結果（内容評価基準）

※すべての評価細目（20 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・⑥・c
＜コメント＞ 全体的な計画は、保育所の理念・方針・目標に基づき、子どもの姿や育ち、家庭および地域の実態を踏まえて、保育士・看護師・調理師が参画して作成している。また、計画の内容や子どもの育ちについて定期的に振り返り、必要に応じて見直しを行う体制が整えられている。 しかし、現行の全体的な計画には、保育時間の明記および「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や「育みたい資質・能力」が記載されていない。保育所では教育課程を別途作成しないため、これらの内容を全体的な計画に位置付け、保育のねらいや内容を体系的に示すことが望まれる。これらを明記することで、生活と遊びが相互に関連し、保育が総合的・一貫的に展開されることに繋がるため、今後の計画の見直しについての検討を期待する。		

		第三者評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	④・b・c
＜コメント＞ 室内環境については、温度・湿度を温湿度計で毎日確認し、適切な範囲に保たれているかを点検している。これにより、子どもが安全かつ快適に過ごせる環境の確保に努めている。寝具についてはリース会社を利用し、定期的な交換およびクリーニングを実施することで、衛生的な管理体制が整えられている。3未満児クラスには床暖房を設置しており、保育室内では遊び・食事・午睡の空間を区分するなど、子どもが安心して落ち着いて過ご		

せる環境構成が図られている。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 職員間での情報共有については、毎月個別ケース会議を実施し、子どもの状況や支援の方針を共通理解できる体制が整えられている。保育者は、子どもの気持ちに寄り添いながら丁寧に関わろうとする姿勢が見られ、個別的な対応が必要な子どもについては、所長や副所長が保育室とは別の空間（事務室）で対応するなど、柔軟で個別性の高い支援が行われている。また、保育者は言葉遣いに配慮し、子どもへの関わりで気になる点があった場合には、職員同士で意見を伝え合える関係性が築かれており、保育の質向上に向けた取り組みがされている。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 子ども一人ひとりの発達の段階や意欲、気持ちの変化を丁寧に受け止めながら、基本的な生活習慣が身につくよう配慮した関わりが行われている。また、登園時刻が遅い子どもについては、家庭での生活との連続性に配慮し、個々の状況に応じた対応を行っている。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	①・b・c
＜コメント＞ 保育室や廊下には、子どもが主体的に遊べるよう玩具や教材が配置され、遊び込める環境が整えられている。また、遊戯室や保育室では運動用具を活用し、「36の基本的な動き」を意識した運動遊びに取り組むなど、身体の発達を促す活動が計画的に行われている。 さらに、近隣施設の行事への参加や地域住民との交流の機会を設けており、外部講師を招いた食育活動や木育にも取り組んでいる。保育参観では地域の“達人先生”を招き、リトミック、昔遊び、ベビーマッサージ等を実施するなど、地域資源を活かし保護者と一緒に触れ合う機会を設けている。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
＜コメント＞ 保護者との情報共有については、電子連絡帳や保護者アンケート、送迎時の対話を通して家庭状況を把握し、子ども一人ひとりに応じた関わりが行われている。0歳児クラスでは育児担当制を導入し、特定の保育士との安定した関係を築くことで、情緒的な安心感が得られるよう配慮している。午睡時には、保育士が5分ごとに呼吸の確認を行い、SIDS予防に留意した見守り体制が整えられている。		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<コメント> 朝夕の時間帯には異年齢児が共に過ごす機会を設け、自然な交流が生まれるよう環境を整えている。また、午睡用具の交換時には保育支援者や用務員と関わる場面があり、子どもたちの多様な人との交流の機会につながっている。3歳未満児クラスでは担当制を導入し、情緒の安定を基盤に子どもの自我の芽生えを理解した関わりを行い、子ども一人ひとりの要求を丁寧に受け止め、発達に応じた応答的な保育に努めている。 さらに、廊下には手作り玩具を配置し、子どもの興味・関心が広がるような環境構成を行っている。主体的に遊びに取り組めるよう、環境改善を実施している。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<コメント> 子どもたちの興味・関心に基づいた活動を中心に、子どもの声や意図を丁寧に汲み取りながら保育を展開している。おもちゃでの組み立て遊びなどでは、遊びの途中で片付けず、子どもが遊びを続けられるよう配慮した環境構成を行っている。また、行事を通して共同的な活動の場を地域の方と共有したり、保護者に活動の様子を見ていただく機会を設けるなど、子どもたちの学びや成長が家庭や地域とつながる取り組みも行っている。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・②・c
<コメント> 子どもの姿や発達に応じた保育計画を作成し、個々の成長に合わせた支援を行っている。他児と同じ空間で安心して活動できる環境を整えるとともに、落ち着けるクールダウンの場所を手作りで用意している。また、障がいや特性に関する研修会に参加し、学んだ内容を職員間で共有して共通理解の形成に努めている。さらに、カウンセリング事業や子どもが通っている事業所の関係者との連携を図り、保育所での様子を伝えるとともに関わり方について助言を受ける機会も設けている。 今後は、入所しおりなどに障がい児への取り組みを明示することで、保護者の理解をさらに深める工夫についての検討を期待する。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<コメント> 子どもの在園時間に応じて生活の連続性に配慮した環境を整え、適切な保育内容の提供に努めている。在園時間が長い子どもには、夕食に支障のない範囲でせんべいやジュースを提供するなど、子どもに配慮した対応を行っている。また、遅番の保育士には口頭で引		

き継ぎを行い、子どもの一日の流れが途切れないう情報共有を図っている。さらに、保護者への情報提供として、3未満児には電子連絡帳、3歳以上児にはホワイトボード掲示と口頭での説明を組み合わせるなど、年齢や発達に応じた方法で日中の様子を伝えており、家庭との連携に取り組んでいる。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	①・b・c
＜コメント＞ 就学に向けた期待を持てるよう、アプローチカリキュラムを作成している。担任から小学校の話の聞いたり、町探検に訪れた小学生から学校の様子を聞くなど、子どもが就学に前向きになれる機会を設けている。また、幼保小相互参観を行い、小学校教員との意見交換の場も設定している。保護者には、就学前に個別面談を実施し、特に第1子の保護者の不安に寄り添った支援を行っている。さらに、保育所保育要録は小学校に送付するとともに、気になる子どもに関しては学校へ電話での連絡を行い、学校側からの問い合わせにも対応している。		

		第三者評価 結果
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・①・c
＜コメント＞ 朝の受け入れ時に保護者からの聞き取りや視診、保育業務支援システムによる確認を通して、子どもの健康状態の把握を行っている。また、職員間で視診簿の確認や担当者からの口頭伝達により情報を共有し、必要な対応が図られている。入所時には健康に関する基本情報を保護者へ提示しており、感染症や体調不良の発生状況についてはパネル等で毎日公表し、情報提供に努めている。 なお、SIDS（乳幼児突然死症候群）発生時の対応について、現行の保育マニュアルに明記されていない点を確認された。また、保護者向けの「入所のしおり」にもSIDSに関する情報提供が十分でない状況である。そのため、今後は保育マニュアルにSIDS予防に関する内容を追記するとともに、入所のしおり等にもSIDS予防に関する園の取り組みを明示することで、職員の理解共有と保護者への説明責任をより確かなものにする事ができるため今後の検討を期待する。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・①・c
＜コメント＞ 年2回の内科健診および歯科検診を実施している。検診の結果、医療機関での受診が必要とされた場合には、保護者へ結果を配布し、速やかな受診を促している。また、受診後には保育所へ結果の提出を依頼し、継続して健康状態を把握するなど、適切な健康管理が行われている。		

さらに、内科健診や歯科検診の終了後には、子どもたちに身体や口腔に関する話を行い、5歳児・4歳児を中心に食後の歯磨きにも取り組んでいる。 なお、歯磨き指導についてはコロナ禍の影響により実施範囲が縮小され、現在は4・5歳児のみの取り組みとなっている。今後は、3歳児にも段階的に歯磨きを取り入れ、口腔衛生の確保および口腔ケアの充実を図る取り組みが進むことを期待する。		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・⑥・c
＜コメント＞ アレルギーや慢性疾患のある子どもについては、入所時および必要に応じて随時、保護者への聞き取りを行い、医師の意見書や所内マニュアルに基づき適切に対応している。これらの情報は職員間で共有され、毎月の職員会議でも再確認を行うなど、継続的な情報管理が図られている。また、給食時には職員が声に出してダブルチェックを行うなど、安全管理への配慮も徹底されている。アレルギー児が在籍するクラスでは、子どもたちにも年齢に応じて理解を促す取り組みが行われており、教育的な観点からも適切である。一方で、現在はエピペン使用対象児がいないため、エピペン使用研修は実施されていない。 なお、緊急時の迅速な対応を確保するためには、職員全員がエピペンの基本的な使用方法を理解しておくことが望ましい。今後は、毎年エピペンの使用方法に関する研修を計画的に実施するなど、緊急対応力の向上を図る取り組みを期待する。		

		第三者評価 結果
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	①・b・c
＜コメント＞ 食育計画に基づき、子どもが食に関心を持てるよう、野菜の栽培や成長観察、収穫、調理活動を取り入れている。また、親子クッキングを通して、収穫から調理までの流れを保護者とともに体験できる機会を設け、家庭との連携を図っている。さらに、誕生日には調理員が給食に旗を立てるなど、特別な日の演出を行い、子どもたちが食事を楽しめる工夫をしている。		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・⑥・c
＜コメント＞ 郡山市保育課の栄養士と連携し、季節感のある献立や行事食を提供している。離乳食については、看護師・調理員・担任保育士が保護者と連携しながら、子どもの発達状況や体調に応じて適切に提供している。また、給食会議では残食の状況を共有し、献立の改善に努めている。 なお、嗜好調査は行われていないので、実施して子どもの好き嫌いや意見を把握し、献		

立や調理法の工夫に生かすこと、さらにリクエストメニューの導入によって子どもたちの給食への関心や満足度を高める取り組みを期待する。

A-2 子育て支援

		第三者評価 結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・㉔・c
＜コメント＞ 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を重視している。入所説明会では保育内容について丁寧に説明し、日々の保育内容は保育室前のボードに掲示して保護者へ情報提供を行っている。また、電子連絡帳や送迎時の対話を通して保護者との連携を図っている。さらに、保育参観や個別懇談を実施して子どもの成長を共有し、その内容は児童票にも記録し、毎月のケース会議では職員間で情報を共有し、保育の質向上につなげている。 しかし、アンケートで寄せられた要望に対する園の対応や改善内容について、保護者へ十分に説明が行われていない状況がみられる。今後は、寄せられた意見に対して園としての改善点や対応方針を公表し、保護者とのより良い信頼関係の構築に努めることを期待する。		

		第三者評価 結果
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉔・b・c
＜コメント＞ 保護者が安心して子育てに取り組めるよう、日常的な支援を行っている。電子連絡帳や送迎時の対話を通して子どもの様子を丁寧に伝えているほか、保護者から相談があった際には、希望する時間帯に応じて随時面談を実施し、不安に寄り添いながら継続的な支援を行っている。面談内容は記録に残し、職員会議で共有することで、一貫した支援体制を整えている。また、行事後にはアンケートを実施し、保護者が抱える不安や疑問を把握し、職員間で共有している。		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・㉔・c
＜コメント＞ 家庭における虐待等の権利侵害が疑われる子どもの早期発見・早期対応に努めている。登所時の視診や聞き取りを丁寧にいき、子どもの身体的な変化に気付いた際には、保護者		

へ状況を確認しながら適切に対応している。また、おむつ交換時や発育測定時にも身体状況をこまめに確認し、日常的なコミュニケーションを通して家庭状況の変化に気づきやすい体制を整えている。

今後は、虐待に関するマニュアルの内容を毎年職員会議で確認・見直しする場を設け、全職員への周知を徹底することが望まれる。また、見直しを行った日付を記録し、管理体制を明確にしておくことで、継続的な取り組みの強化に期待する。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価 結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉖・b・c
<コメント> 年1回、年度末に自己評価シートを用いて保育士が主体的に保育実践を振り返る機会を設け、保育の質の向上に努めている。自らの保育を振り返ることで課題や改善点に気づき、保育内容や意識の向上につなげている。また、保護者にもアンケートを取り、保育所の評価と合わせて保育業務支援システムで公表し、透明性をもって取り組みを進めている。さらに、自己評価で得られた課題や視点は、次年度の保育計画や改善につなげられており、継続的に保育の質向上を図る仕組みとして機能している。		